

那須町放課後児童クラブ運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 11 月

那須町こども未来課

この要領は、那須町放課後児童健全育成事業(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業)に基づく放課後児童クラブの運営業務の受託事業者を選定するにあたり、必要な事項を定めたものである。

1 概要

(1) 業務名称

那須町放課後児童クラブ運営業務

(2) 受託候補者選定方法

この業務は、民間事業者が有する知識や経験、手法等を活用することにより、児童の健全な育成を図るとともに、放課後児童クラブの更なる質の向上を目的として、那須町放課後児童健全育成事業を公設民営で実施するものである。この目的を踏まえ、保護者や学校との連携及び地域との関係性を大切に、放課後児童クラブを継続的かつ安定的に運営できる能力を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式で受託候補者の選定を実施するものである。

(3) 業務内容

別紙「那須町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり。ただし、契約時における仕様書は、各事業者からの提案内容等を追加するなどし、仕様を変更することがある。

(4) 委託契約期間

契約期間は、業務実施準備期間と運営期間で構成し、以下のとおりとする。なお、業務実施準備期間中に発生した委託準備に要する費用は、全て受託事業者の負担とする。

ア 業務実施準備期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

イ 運営期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

ウ 契約期間 契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで

なお、本件は予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

(5) 見積限度額

本業務に係る費用(委託料)の総額及び各年度の上限額は、別表 1 のとおりとし、見積限度額を超えている場合は、無効とする。

2 参加者の資格要件

那須町放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の参加資格を有する者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる要件(以下「参加資格要件」という。)を全て満たす者とする。なお、本町との契約締結までの間に、参加資格要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

(1) 原則、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、一般社団法人及び株式会社など法人格を有し、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業に関し、地方公共団体から業務を受託(指定管理者の指定を含む。)又は当該事業を実施し、かつ、その業務を履行(実施)した実績があること。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立がなされた者(これら手続開始の決定後、那須町の入札参加資格の認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (5) 法人税、法人住民税(市町村民税法人分)、法人事業税、消費税及び地方消費税などを滞納していないこと。

3 スケジュール

参加者及び受託候補者の運営業務開始までのスケジュールは、次のとおりとする。なお、事務上の都合等により変更となる場合は、参加者に別途通知するものとする。

No.	内容	実施日・受付開始日・期限等
1	公募開始の公告	11 月 21 日(金)
2	実施要領等の配付(町ホームページに掲載)	11 月 21 日(金)
3	現地見学会申込書の受付開始	11 月 21 日(金)
4	一次審査提出書類の受付開始	11 月 21 日(金)
5	質問書の受付開始	11 月 21 日(金)
6	現地見学会申込書の提出期限	11 月 26 日(水) 午後5時(必着)
7	現地見学会	11 月 28 日(金)
8	質問書の提出期限	12 月 5 日(金) 午後5時(必着)
9	質問回答日	12 月 12 日(金)
10	一次審査提出書類の提出期限	12 月 22 日(月) 午後5時(必着)
11	一次審査	12 月 26 日(金)
12	一次審査結果通知	1 月 9 日(金)
13	二次審査提出書類の提出期限	1 月 23 日(金) 午後5時(必着)
14	辞退届の提出期限	1 月 23 日(金) 午後5時(必着)
15	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	1 月 29 日(木) ※ 1月 28 日(水)午後を予備日とする。
16	二次審査結果の公表及び通知	2 月上旬
17	契約締結	2 月中旬
18	委託開始に向けた事前調整・準備・事務引継等	令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

4 実施要領等の配付

本プロポーザルで必要な書類等の配付は次のとおりとする。

- (1) 配付開始日 令和 7 年 11 月 21 日(金)
- (2) 配付方法 ホームページからダウンロードにより取得するものとする。

【URL】 <https://www.town.nasu.lg.jp/0149/info-0000004232-1.html>

(3) 配付資料

- ア 那須町放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル実施要領(本要領)
- イ 那須町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書
- ウ 那須町放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル評価基準
- エ 那須町放課後児童クラブ運営業務委託料積算基準
- オ 様式(第 1 号 ～ 第 10 号)

5 現地見学会

本プロポーザルへの参加にあたり、現地見学を希望する場合は、次のとおり現地見学会を実施する。
なお、現地見学会への参加の有無は審査に影響しない。

(1) 日時

令和 7 年 11 月 28 日(金) ※時間については、希望事業者及び現受託事業者と調整予定。

(2) 現地見学会対象施設

別紙「仕様書」別表 1 のとおり。

(3) 参加にあたっての留意事項

- ア 参加者は、1 事業者につき 2 名以内とする。
- イ 施設間の移動は、事業者で用意した車両(1 事業者 1 台)で、事業者の責任において行う。
- ウ 見学は、1 施設につき 15 分以内とする。

(4) 提出書類等

- ア 提出期限 令和 7 年 11 月 26 日(水) 午後5時(必着)
※提出期限までに申込がなかった場合は、現地見学会を実施しない。
- イ 提出方法 「本要領 14」に記載する事務局に電子メールで1部提出
- ウ 提出書類 様式第1号
- エ 書類を提出するにあたっての留意事項
 - (ア) 電子メールの件名は、「【事業者名】現地見学会申込書」とすること。
 - (イ) 電子メールを送信した時は、その旨を事務局に電話で連絡すること。
 - (ウ) 日程については令和 7 年 11 月 27 日(木)に電子メールにて通知する。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルへの参加にあたり、質問がある場合は次のとおり受け付ける。なお、質問の有無は審査には影響しない。

(1) 質問受付期間

令和 7 年 11 月 21 日(金)から令和 7 年 12 月 5 日(金)までとする。

(2) 提出書類等

- ア 提出期限 令和 7 年 12 月 5 日(金) 午後5時(必着)
- イ 提出方法 「本要領 14」に記載する事務局に電子メールで1部提出
- ウ 提出書類 様式第2号
- エ 質問書を提出するにあたっての留意事項

- (ア) 町が必要と認める場合は、記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (イ) 電子メールの件名は、「【事業者名】質問書」とすること。
- (ウ) 電子メールを送信した時は、その旨を事務局に電話で連絡すること。
- (エ) 電話やFAX、来訪等の口頭による質問は、理由の如何を問わず受け付けない。
- (オ) 本プロポーザルに関する質問は、参加申込書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答については、次のとおり行う。

- ア 令和 7 年 12 月 12 日(金)までに、参加申込書を提出したすべての者に電子メールで回答するとともに、本町ホームページに質問内容及び回答を掲載する。
- イ 質問内容が当該事業者独自のもので判断される場合は、当該事業者にのみ回答し、それ以外については、すべての事業者に回答する。
- ウ ホームページに掲載する際は、質問書を提出した事業者の名称を伏せて掲載する。また、事業者が特定できるような質問及び回答を公開することによって、当該事業者に不利益があると考えられる質問については、その一部及び全部の公開を制限する場合がある。

7 一次審査(書類審査)

(1) 審査方法

提出された書類について、次の内容が満たされているかどうかを事務局で確認する。なお、期限までに書類を提出しない者又は一次審査の結果、参加資格がないと認められた者は、二次審査に参加することができない。

確認項目	
参加資格	「本要領 2 参加者の資格要件」を満たしているか。
提出書類	提出書類に不足がなく、本要領に示した要件を満たしているか。
見積価格	見積価格が見積限度額の範囲内か。
経営状況	経営状況が安定しているか。

(2) 書類の提出について

- ア 提出期限 令和 7 年 12 月 22 日(月) 午後5時(必着)
- イ 提出方法 「本要領 14」に記載する事務局に直接提出
- ウ 提出書類

No.	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
1	参加申込書	様式第 3 号	1 部(押印)	1 部
2	参加資格要件確認書	様式第 4 号	1 部(押印)	1 部
3	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) (写し可)	/	1 部	1 部
4	財務諸表(貸借対照表・損益計算書) (写し可)		1 部	1 部

5	納税証明書(国・県・市町村)		1 部	1 部
6	法人概要書	様式第 5 号	1 部	1 部
7	役員名簿	様式第 6 号	1 部	1 部
8	業務実績調書	様式第 7 号	1 部	1 部
9	定款又は寄附行為	任意様式	1 部	1 部
10	法人の概要が分かるパンフレット等	任意様式	1 部	1 部
11	見積書	様式第 8 号	1 部(押印)	1 部
12	見積書の概算内訳書	任意様式	1 部	1 部

エ 書類を提出するにあたっての留意事項

(ア) 複数の放課後児童クラブの提案を行う場合は、それぞれ提出書類を作成すること。

(イ) たんぽぽクラブ(黒田原小学校区)は、1 組及び 2 組を同一法人に委託することとし、単独の単位での提案は受け付けない。

(ウ) 様式が指定されているものについては、本町指定様式を必ず用いること。また、様式に注意事項がある場合は、それに従って作成すること。

(エ) 提出後の書類の変更及び差し替えは認めない。ただし、本町の指示に基づく変更又は修正については、この限りではない(見積書及び内訳書の修正は不可)。

(オ) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(カ) 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。

(キ) 官公庁等で取得する諸証明は、書類提出日から3か月以内に発行されたものとする。

(ク) 見積書については、別紙「仕様書」及び「那須町放課後児童クラブ運営業務委託料積算基準」を参照し、作成すること。

(ケ) 正本及び副本については、各書類の間に仕切りとして白紙を挟み、これに書類の番号を記入したインデックスを貼付して、左側に穴を開け、フラットファイル等に綴じ込みを行うこと。なお、黒田原小学校区放課後児童クラブ(たんぽぽクラブ)について提案を行う場合は、見積書と概算内訳書のみを単位(1 組・2 組)ごとに作成すること。

(3) 審査結果の通知について

ア 通知日 令和 8 年 1 月 9 日(金)

イ 通知方法 参加申込書提出者全員に通知する。なお、審査の結果に関する異議申立ては、一切受け付けない。また、審査の過程についても公表しない。

8 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

(1) 審査方法

プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。なお、参加事業者が 1 者の場合でも、本審査は成立するものとする。

ア 期日 令和 8 年 1 月 29 日(木)

※令和 8 年 1 月 28 日(水) 午後を予備日とするため留意しておくこと。

※集合及び開始時間は一次審査結果の通知で指定する。

イ 場所 那須町指定会議室

ウ 審査基準 別紙「那須町放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル評価基準(以下「評価基準」という。)」のとおり。

エ 実施方法

- 1 者につき 20 分以内でプレゼンテーションを実施し、その後ヒアリングの時間を 15 分程度設ける。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とし、他の参加者のものを傍聴することはできないものとする。
- 1 者が複数か所の放課後児童クラブの提案を行う場合、2 か所目以降の放課後児童クラブのプレゼンテーションでは、共通する事項の説明を省略するものとする。また、この場合においては、1 つの放課後児童クラブにつき 10 分以内でプレゼンテーションを実施し、その都度ヒアリングの時間を 5 分程度設けるものとする。
- 事業者が集合時間までに集合しなかった場合、参加を辞退したものとする。なお、交通事情などやむを得ない事由により遅れる場合は、集合時間 10 分前までに事務局に電話連絡をすること。
- 参加者の数については、1 者につき 2 名以内(説明をするためのパソコン等の操作者を含む。)とする。また、そのうち 1 人は、本業務において予定している業務担当者の出席を必須とし、プレゼンテーションは、本業務に直接携わる業務担当者が行うこと。なお、業務担当者とは、委託業務開始後に、那須町と事務連絡及び調整等をする予定の者を指す(本プロポーザルの担当者ではない。)。なお、1 者が複数の放課後児童クラブの提案を行う場合は、提案する放課後児童クラブの数、業務担当者を参加させること。
- プレゼンテーションを行う順番は町が決定する。
- プレゼンテーションは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替え、追加資料の提出及びその他提出された書類に加筆することは不可とする。なお、プレゼンテーションで話す内容の順番については、別紙「評価基準」の「(3)評価基準表」の順番で説明すること。
- プレゼンテーションにおいては、二次審査提出書類の内容に関するスライドをモニターに表示して説明することができる。この場合において、二次審査提出書類の内容を要約したものを表示することは認めるが、二次審査提出書類に記載のない事項を表示することは認めない。なお、モニターは本町で用意し、操作端末その他必要な機器については企画提案事業者が用意することとする。

(2) 提出書類等

ア 提出期限 令和 8 年 1 月 23 日(金) 午後 5 時(必着)

イ 提出方法「本要領 14」に記載する事務局に直接提出

ウ 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		正本	副本
企画提案書(表紙)	様式第 9 号	1 部(押印)	6 部
企画提案書	任意様式	1 部	6 部

エ 書類を提出するにあたっての留意事項

- (ア) 様式が指定されているものについては、本町指定様式を必ず用いること。
- (イ) 提出後の書類の変更及び差し替えは認めない。ただし、本町の指示に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- (ウ) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (エ) 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (オ) 提出については、代理人でも可とする。
- (カ) 提出状況の問合せ及び提出書類内容の確認については、一切受け付けない。
- (キ) 提案は 1 つの放課後児童クラブにつき 1 提案限りとする。
- (ク) 企画提案書の作成にあたっては、仕様書及び本要領を踏まえ、次のとおり作成すること。

- 用紙サイズは、日本工業規格A4又はA3版とし、文字のサイズについては原則 11 ポイント以上、上下左右に 20 mm以上の余白を設けること。印刷の色は、カラー、白黒を問わない。また、使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。なお、文章を補完するために、写真、イラスト等などの使用は可とする。
- 巻頭に目次を添付すること。内容については、別紙「評価基準」の「(3)評価基準表」に掲げる項目について必ず網羅した上で作成すること。なお、順番についても、同表に掲げる項目の順番に合わせる。
- 各様式における記述用紙及び参考資料の下部余白(フッター)にページ番号を記すこと。なお、資料のページ数に制限は設けませんが、プレゼンテーションの制限時間を踏まえて作成すること。
- 書類を提出する際は、左側に穴を開け、フラットファイルに綴じ込みを行うこと。
- 専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現に努めること。
- 企画提案書の中に職員の配置体制が分かる業務実施体制図を必ず入れること。
- 提案内容は、見積書で提示した金額の中で実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。また、各項目における提案の具体例や工夫した点、独自の視点などを明確に示し、どのような考え方に基づいて業務を実施するのかが読み取れるよう記載すること。

9 参加辞退

本プロポーザルの参加を辞退する場合は、次の書類を提出するものとする。なお、辞退の撤回は認めない。

(1) 提出方法

- ア 提出期限 令和 8 年 1 月 23 日(金) 午後 5 時(必着)
- イ 提出方法「本要領 14」に記載する事務局に直接 1 部提出

(2) 提出書類 様式第 10 号

10 契約候補者の特定

那須町放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル審査会において、別紙「評価基準」により二次審査を行い、最高得点となった者を契約候補者として特定する。

二次審査の結果は、令和 8 年 2 月上旬(予定)に参加者全員に通知する。なお、審査の結果に関する異議申立は一切受け付けない。また、審査の過程についても公表しない。

11 失格事項

参加申込書等を提出してから契約締結までの間に、参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、失格となった場合は、その理由を付して文書で通知するものとする。

- (1) 本プロポーザルの手続き過程で、「本要領 2 参加者の資格要件」の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (2) 二次審査に出席しなかったとき。
- (3) 次のいずれかの行為をした場合。
 - ア 他の参加者と応募内容又はその意図について相談したとき。
 - イ 二次審査結果の公表までに、他の参加者に対して応募内容を意図的に開示したとき。
- (4) 参加者が書類を提出するにあたり次のいずれかに該当した場合。
 - ア 書類の提出方法、提出先及び提出期限が本要領に適合していないとき。
 - イ 書類の作成形式等が本要領に適合していないとき。
 - ウ 書類に事実と反する記載をしたとき。ただし、真にやむを得ない事由があると本町が認める場合はこの限りではない。
 - エ 書類の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
 - オ 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
 - カ 見積書に記載した金額が「本要領 1 (5)見積限度額」で定める額の上限額を超えているとき。
- (5) 本プロポーザルの実施にあたり、談合等の不正行為や、審査の公平性に影響を与える行為、その他正常な提案の執行を妨げる等の行為があったと認められたとき。
- (6) 法令並びに那須町の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- (7) 1 者が 1 か所の放課後児童クラブについて複数の提案をしたとき。(ただし、たんぼぼクラブ(黒田原小学校区)における支援の単位ごとの提案については、これに該当しないものとする。)
- (8) その他、上記に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、本町が失格であると認めたとき。

12 契約の締結

契約候補者の特定後、契約内容及び仕様について速やかに本町と契約候補者で企画提案書等の内容をもとに協議を行うものとする。協議の結果、契約内容及び仕様が合意に至った場合は、速やかに見積書を徴収し、契約の手続きを行う。なお、協議の結果、契約に至らなかった場合には、二次審査において次点であった者と契約を前提に協議を行うものとする。

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) やむを得ない理由等により、本町が本プロポーザルを実施できないと判断した場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがある。その場合、準備のために支出した費用等については、一切補償しないものとする。
- (3) 提出書類等は返却しない。また、那須町情報公開条例(平成 16 年那須町条例第 19 号)の規定による開示請求の対象となることがある。

14 事務局(提出先・問合せ先)

那須町こども未来課 こども政策係:相馬・小高

※窓口開所時間は平日午前8時 30 分から午後5時 00 分

住所:〒329-3292 那須町大字寺子丙 3-13 那須町役場2階

電話番号:0287-72-6959(直通)

電子メールアドレス:kodomo@town.nasu.lg.jp

別表 1 見積限度額

(円)

クラブ名称 (対象区域)	総額	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
なかよしクラブ (東陽小学校区)	81,200,000	25,915,000	27,048,000	28,237,000
まなびっこクラブ (学びの森小学校区)	49,400,000	15,763,000	16,494,000	17,143,000
にこにこクラブ (高久小学校区)	76,796,000	24,487,000	25,620,000	26,689,000
田代ひまわりクラブ (田代友愛小学校区)	54,992,000	17,587,000	18,318,000	19,087,000
にじいろクラブ (那須高原小学校区)	63,632,000	20,323,000	21,195,000	22,114,000
たんぽぽクラブ 1 組 (黒田原小学校区)	72,992,000	23,299,000	24,312,000	25,381,000
たんぽぽクラブ 2 組 (黒田原小学校区)	72,752,000	23,299,000	24,192,000	25,261,000

※ 上記見積限度額については、債務負担行為による委託料に関する令和 7 年度 12 月補正予算案が、令和 7 年度 12 月定例会議で議決されることを前提とする。

※ 本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第6条第1項及び別表第1第7号に該当するため、非課税として取り扱う。